

移動制限植物等検疫実施要領（昭和47年5月15日付け47農政第2168号農政局長通達）新旧対照表

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「下線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線部分があるものは、これを当該下線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の改正事項がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">移動規制植物等検疫実施要領</p> <p>第1 趣旨 植物防疫法（昭和25年法律第151号。以下「法」という。）第16条の2及び第16条の3の規定に基づく移動の制限及び禁止（以下「<u>移動規制</u>」という。）に係る植物等の検査は、法及び植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）に定めるところによるほか、この要領の定めるところにより実施するものとする。</p> <p>第1の2 定義 1 <u>この要領において「移動制限植物」とは、規則第35条の2に定める植物をいう。</u> 2 <u>この要領において「移動制限物品」とは、規則第35条の2に定める指定物品をいう。</u> 3 <u>この要領において「移動制限植物等」とは、規則第35条の2に定める植物又は指定物品及びこれらの容器包装をいう。</u> 4 <u>この要領において「移動規制植物等」とは、規則第35条の2又は第35条の7第1項に定める植物又は指定物品及びこれらの容器包装をいう。</u> 5 <u>この要領において「移動規制地域」とは、規則第35条の2又は第35条の7第1項に定める地域をいう。</u></p> <p>第1の3 移動規制植物等の範囲 1 <u>規則別表3（3及び4の項を除く。）、規則別表4又は規則別表6（5及び6の項を除く。）の「植物又は指定物品」又は「植物」の欄</u></p>	<p style="text-align: center;">移動制限植物等検疫実施要領</p> <p>第1 趣旨 植物防疫法（昭和25年法律第151号。以下「法」という。）第16条の2及び第16条の3の規定に基づく移動の制限及び禁止に係る植物等の検査は、法及び植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）に定めるところによるほか、この要領の定めるところにより実施するものとする。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

に掲げる植物のうち、次の条件を全て満たすものは、有害動物又は有害植物が散逸するおそれがないため、法第16条の2第1項に規定する「有害動物又は有害植物のまん延を防止するため他の地域への移動を制限する必要があるもの」又は法第16条の3第1項に規定する「有害動物又は有害植物のまん延を防止するため他の地域への移動を禁止する必要があるもの」に該当しないと解されることから、その移動を認めるものとする。

(1) 摂氏-17.8度（華氏0度）以下で凍結されていること。

(2) 凍結状態で、規則別表3、規則別表4又は規則別表6の「植物又は指定物品」又は「植物」の欄に掲げる植物ごとに同表の地域の欄に掲げる地域以外へ移動されること。

(3) 当該植物を凍結して移動したい旨の申し出があった場合にあつては、植物防疫官があらかじめ当該植物の凍結処理温度、凍結工程等を確認し、移動する植物が完全に凍結していることを確認したものであること。

(4) 各荷口の外装に植物防疫官が確認した旨の別記様式第1号による表示がなされていること。

2 規則別表6（5及び6の項を除く。）の植物の欄に掲げる植物の生茎葉及び生塊根等の地下部のうち、次の条件を全て満たすものは、有害動物又は有害植物が散逸するおそれがないため、法第16条の3第1項に規定する「有害動物又は有害植物のまん延を防止するため他の地域への移動を禁止する必要があるもの」に該当しないと解されることから、その移動を認めるものとする。

(1) 組織培養体（試験管、フラスコ等の中で無菌的に培養され、かつそれらに封入され規則別表7に掲げる有害動物が付着しない状態の植物をいう。以下同じ。）であること。

(2) 組織培養体のまま、規則別表6の植物の欄に掲げる植物ごとに同表の地域の欄に掲げる地域以外へ移動されること。

(3) 当該植物を組織培養体のまま移動したい旨の申し出があった場合にあつては、植物防疫官があらかじめ当該植物の組織培養体の作成工程、作成場所等を確認し、移動する植物が組織培養体で、かつ規則別表7に掲げる有害動物が付着していないことを確認したものであること。

(4) 各荷口の外装に植物防疫官が確認した旨の別記様式第1号による表示がなされていること。

3 規則別表3、規則別表4又は規則別表6の「植物又は指定物品」又は「植物」の欄に掲げる植物又は指定物品について、移動規制地域以外の地域から移動規制地域内を輸送して、移動規制地域以外の地域へ移動される場合にあつては、次の条件を全て満たすものは、有害動物又は有害植物が散逸するおそれがないため、法第16条の2第1項に規定する「有害動物又は有害植物のまん延を防止するため他の地域への移動を制限する必要があるもの」又は法第16条の3第1項に規定する「有害動物又は有害植物のまん延を防止するため他の地域への移動を禁止する必要があるもの」に該当しないと解されることから、その移動を認めるものとする。ただし、本取扱いは、船舶、航空機等輸送機関の航路の都合上、移動規制地域内を輸送しなければ、移動規制地域以外の地域へ移動することができない場合に限るものとする。

(1) 移動規制に係る有害動物若しくは有害植物による汚染を完全に防止できるようにこん包され、又は管理されており、かつ、その状態が輸送中完全に維持されると認められること。

(2) 各荷口の外装に植物防疫官が(1)を確認した旨の別記様式第1号による表示がなされていること。

第2 検疫補助員の設置

- 1 植物防疫所長（那覇植物防疫事務所長を含む。以下同じ。）は、植物防疫官が行う規則第35条の4第1項の検査及び規則第35条の5第1項の消毒の確認並びにその証明に伴う事務並びに移動規制植物等の取締り及び啓もうを補助させるため必要がある場合には、移動規制植物検疫補助員（以下「検疫補助員」という。）を委嘱するものとする。
- 2 植物防疫所長は、検疫補助員の委嘱に当たっては、あらかじめ都県の主務部長に対し、前項の植物防疫官が行う検査等の対象となる有害動植物に関する知識を有し、かつ移動規制植物等の取引に直接利害関係を有しない者で検疫補助員として適当な者の推薦を求めるものとする。
ただし、移動規制植物等の取締り及び啓もうの補助のみを行う検疫

第2 検疫補助員の設置

- 1 植物防疫所長（那覇植物防疫事務所長を含む。以下同じ。）は、植物防疫官が行う規則第35条の4第1項の検査及び規則第35条の5第1項の消毒の確認並びにその証明に伴う事務並びに移動制限植物等の取締り及び啓もうを補助させるため必要がある場合には、移動制限植物検疫補助員（以下「検疫補助員」という。）を委嘱するものとする。
- 2 植物防疫所長は、検疫補助員の委嘱に当たっては、あらかじめ都県知事に対し、有害動植物に関する知識を有し、かつ移動制限植物の取り引きに直接利害関係を有しない者で検疫補助員として適当なものの推薦を求めるものとする。
ただし、移動制限植物等の取締り及び啓もうの補助のみを行う検疫補助員の委嘱に当たっては、都県知事の推薦を要しないものとする。

補助員の委嘱に当たっては、都県の主務部長の推薦を要しないものとする。

3 検疫補助員の委嘱は、別記様式第2号の委嘱通知書を交付して行うものとする。なお、委嘱に当たっては、別記様式第3号の腕章を交付するものとする。

4・5 (略)

第3 検査申請書の提出

貨物として移動する移動制限植物等に係る規則第35条の4第3項の検査申請書の提出は、検疫補助員を委嘱している場合にあつては、検疫補助員を経由して行わせることができるものとする。

第4 検査の通知

貨物として移動する移動制限植物等につき植物防疫官が規則第35条の4第4項に基づいて行う検査の期日及び場所の通知は、検疫補助員を委嘱している場合にあつては検疫補助員を通じて行うことができるものとする。

第5 検査の方法

1 規則第35条の4第1項の検査は、原則として移動しようとする移動制限植物等の全量について行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、貨物として移動する規則別表3の1の項及び2の項の移動制限植物等の検査は、検疫補助員がその全量について実施した規則別表3の備考の欄に掲げる有害動物の付着の状況に関する調査の結果に応じて、植物防疫官が抽出検査を行うことができるものとする。抽出検査を行う場合の抽出量は、検査申請数量の30パーセント以上とし、1荷口の個数が2000個を越える場合は、600個以上を抽出するものとする。

3 検疫補助員は、前項の調査の結果を別記様式第4号の移動制限植物等検査成績書に記録し、直ちに植物防疫官に提出するものとする。

4 (略)

3 検疫補助員の委嘱は、別記様式第1号の委嘱通知書を交付して行うものとする。なお、委嘱に当たっては、別記様式第2号の腕章を交付するものとする。

4・5 (略)

第3 検査申請書の提出

貨物として移動する植物等に係る規則第35条の4第3項の検査申請書の提出は、検疫補助員を委嘱している場合にあつては、検疫補助員を経由して行わせることができるものとする。

第4 検査の通知

貨物として移動する植物等につき植物防疫官が規則第35条の4第4項に基づいて行う検査の期日及び場所の通知は、検疫補助員を委嘱している場合にあつては検疫補助員を通じて行うことができるものとする。

第5 検査の方法

1 規則第35条の4第1項の検査は、原則として移動しようとする植物等の全量について行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、貨物として移動する規則別表3の1の項及び2の項の植物等の検査は、検疫補助員がその全量について実施した規則別表3の備考の欄に掲げる有害動物の付着の状況に関する調査の結果に応じて、植物防疫官が抽出検査を行うことができるものとする。抽出検査を行う場合の抽出量は、検査申請数量の30パーセント以上とし、1荷口の個数が2000個を越える場合は、600個以上を抽出するものとする。

3 検疫補助員は、前項の調査の結果を別記様式第3号の移動制限植物検査成績書に記録し、直ちに植物防疫官に提出するものとする。

4 (略)

第6 検査合格の表示

植物防疫官は、検査の結果合格としたときは、次により検査合格の表示を行うものとする。

- (1) 貨物として移動する移動制限植物等の場合は、検査の申請者に対し規則第22号の5様式の証明書を交付するとともに、当該移動制限植物等の外装に規則第22号の6様式の証票を添付し、又は規則第22号の7様式の証印を押印する。
- (2) (略)

第7 消毒確認申請書の提出

規則第35条の5第3項の消毒確認申請書の提出は、貨物として移動する移動制限植物等について検疫補助員を委嘱している場合にあつては、検疫補助員を経由して行わせることができるものとする。

第8 消毒施設等の指定

1 植物防疫所長は、規則別表5の備考欄の11に基づく施設等の基準として、次の(1)及び(2)に掲げる基準その他必要と認められる基準を定め、公表するものとする。

(1) くん蒸施設

ア くん蒸倉庫及びくん蒸箱の場合にはくん蒸ガス保有力(内容積1立方メートル当たり臭化メチル10グラムを使用した場合の48時間後のガス残存率)が70パーセント以上あり、コンテナーの場合には海上コンテナー詰輸入植物検疫要領(昭和47年8月24日付け47農政第4502号農政局長通達) 別表2に定めるくん蒸施設指定の基準に該当するものであること。

イ・ウ (略)

(2) (略)

2～8 (略)

第9・第10 (略)

第11 消毒確認の表示

第6 検査合格の表示

植物防疫官は、検査の結果合格としたときは、次により検査合格の表示を行うものとする。

- (1) 貨物として移動する植物等の場合は、検査の申請者に対し規則第22号の5様式の証明書を交付するとともに、当該植物のそれぞれの容器包装の外装に規則第22号の6様式の証票を添付し、又は規則第22号の7様式の証印を押印する。
- (2) (略)

第7 消毒確認申請書の提出

規則第35条の5第3項の消毒確認申請書の提出は、貨物として移動する植物等について検疫補助員を委嘱している場合にあつては、検疫補助員を経由して行わせることができるものとする。

第8 消毒施設等の指定

1 植物防疫所長は、規則別表5の備考欄の11に基づく施設等の基準として、次の(1)及び(2)に掲げる基準その他必要と認められる基準を定め、公表するものとする。

(1) くん蒸施設

ア くん蒸倉庫及びくん蒸箱の場合にはくん蒸ガス保有力(内容積1立方メートル当たり臭化メチル10グラムを使用した場合の4時間後のガス残存率)が70パーセント以上あり、コンテナーの場合には海上コンテナー詰輸入植物検疫要領(昭和47年8月24日付け47農政第4502号農政局長通達) 別表に定めるくん蒸施設指定の基準に該当するものであること。

イ・ウ (略)

(2) (略)

2～8 (略)

第9・第10 (略)

第11 消毒確認の表示

植物防疫官は、規則別表5の基準に従って消毒が行われたと認めるときは、当該消毒に係る植物等に対し、次により消毒確認の表示を行うものとする。

(1)・(2) (略)

第12 (略)

第13 移動検査又は消毒確認後の移動制限植物等の取扱い

1 植物防疫官は、規則第35条の4第1項の検査又は規則第35条の5第1項の消毒の確認の申請者に対し、検査に合格した移動制限植物若しくは移動制限物品又は消毒済みの移動制限植物若しくは移動制限物品がまん延防止を必要とする有害動物に侵されることを防止するため、そのこん包について次に掲げる事項を指示するものとする。

(1)・(2) (略)

2 植物防疫官は、前項に基づきこん包された植物等が移動規制地域内を輸送される間は、1(1)の状態が完全に維持されることを指示するものとする。

第14 移動規制植物等の船内消費用及び機内消費用としての使用の承認

1 植物防疫官は、船舶又は航空機の管理者から移動規制植物等を船内消費用又は機内消費用（以下「船内消費用等」という。）として積み込みたい旨の申し出があった場合は、当該管理者に対し積み込もうとする移動規制植物等の種類、数量、積み込みを必要とする理由及び残渣の処理方法を記載した書面（別記様式7号）を提出させるものとする。

2 植物防疫官は、前項の場合において、申し出の内容が適当であるかどうかを確認した場合には、当該植物等に船内消費用等の表示（別記様式第8号）をするものとする。

3 植物防疫官は、船内消費用等として積み込まれた移動規制植物等の

植物防疫官は、規則別表第5の基準に従って消毒が行われたと認めるときは、当該消毒に係る植物等に対し、次により消毒確認の表示を行うものとする。

(1)・(2) (略)

第12 (略)

第13 こん包及びこん包場所

植物防疫官は、移動検査又は消毒確認の申請者に対し、移動検査に合格した移動制限植物又は消毒済み移動制限植物がまん延防止を必要とする有害動物に侵されることを防止するため、そのこん包について次に掲げる事項を指示するものとする。

(1)・(2) (略)

(新設)

第14 移動制限植物等及び移動禁止植物等の船内消費用及び機内消費用としての使用の承認

1 植物防疫官は、船舶又は航空機の管理者から規則第35条の2で定める植物及びその容器包装並びに規則第35条の7で定める植物及び有害動物並びにその容器包装（以下第14において「移動制限植物等及び移動禁止植物等」という。）を船内消費用又は機内消費用（以下「船内消費用等」という。）として積み込みたい旨の申し出があった場合は、当該管理者に対し積み込もうとする植物等の種類、数量、積み込みを必要とする理由及び残渣の処理方法を記載した書面を提出させるものとする。

2 植物防疫官は、前項の場合において、申し出の内容が適当であるかどうかを確認した場合には、当該植物等に船内消費用等の表示をするものとする。

3 植物防疫官は、船内消費用等として積み込まれた移動制限植物等及

残渣が違反して移動されるのを防止するため、船舶又は航空機の管理者に対し、当該残渣の保管及び処分につき必要な措置を行うよう要請するものとする。

第15 積込禁止等の証明

植物防疫官は、法第16条の4の規定に基づく命令をした場合であつて、当該物品を管理する者から要求があつたときは別記様式第9号の積込禁止等証明書を交付するものとする。

第16 違反防止のための協力の要請及び取締り

植物防疫所長は、関係船会社及び輸送業者等に対し、移動規制植物等について周知を図るとともに、これらの物品の輸送を引き受ける場合は必ず検査合格又は消毒確認の表示を確認するよう要請するものとする。

第17 (略)

第18 記録

植物防疫所長は、前年におけるこの要領に基づく検査実施状況につき別記様式第10号から第12号までの移動取締り臨船（機）実績等により記録するものとする。

第19 周知

植物防疫官及び植物防疫員は、移動規制植物等の生産者、加工業者、卸売・小売業者等の関係者、住民、観光客等に対し、移動規制の実施内容について積極的に周知するものとする。

び移動禁止植物等の残渣が違反して移動されるのを防止するため、船舶又は航空機の管理者に対し、当該残渣の保管及び処分につき必要な措置を行うよう要請するものとする。

第15 積込禁止等の証明

植物防疫官は、法第16条の4の規定に基づく命令をした場合であつて、当該物品を管理する者から要求があつたときは別記様式第7号の積込禁止等証明書を交付するものとする。

第16 違反防止のための協力の要請及び取締り

植物防疫所長は、関係船会社及び輸送業者等に対し、移動制限及び移動禁止に係る植物等について周知を図るとともに、これらの物品の輸送を引き受ける場合は必ず検査合格又は消毒確認の表示を確認するよう要請するものとする。

第17 (略)

第18 記録

植物防疫所長は、前年におけるこの要領に基づく検査実施状況につき別記様式第8号-1から第8号-3までの移動取締り臨船（機）実績等により記録するものとする。

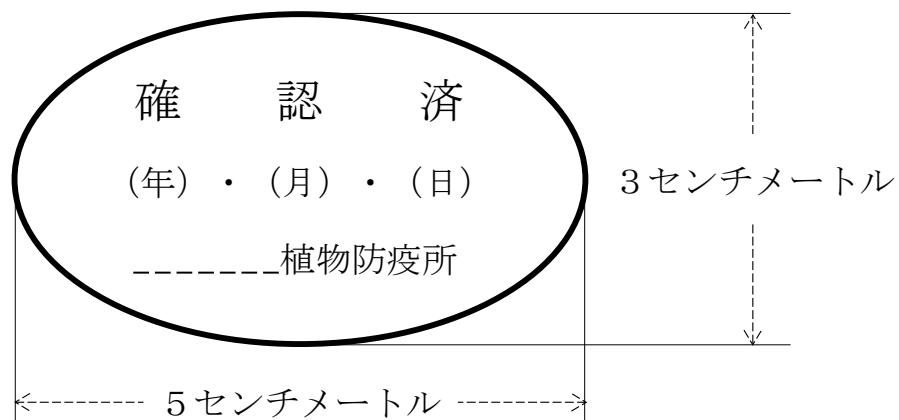
(新設)

様式第3号中「移動制限植物」を「移動制限植物等」に改め、「植物の」を「植物等の」に改め、同様式を別記様式第4号とする。

様式第2号を別記様式第3号とする。

様式第1号中「別記」を削り、同様式を別記様式第2号とし、同様式の前に次の1様式を加える。

別記様式第1号



備考

- (1) -----には植物防疫所(支所又は出張所)の名称を記入すること。
- (2) (年)・(月)・(日)は確認年月日を数字で記入すること。
(例:令和5年4月1日の場合、5・4・1とする。)

様式第5号を別記様式第5号とする。

様式第8号-3中「移動制限植物」を「移動制限植物等」に改め、「植物の」を「植物等の」に改め、同様式を別記様式第12号とする。

様式第8号-2中「移動制限植物」を「移動制限植物等」に改め、「植物の」を「植物等の」に改め、同様式を別記様式第11号とする。

様式第8号-1を別記様式第10号とする。

様式第7号を別記様式第9号とする。

様式第6号を別記様式第6号とし、同様式の次に次の2様式を加える。

別記様式第7号

移動規制植物等の船（機）内積み願

下記のとおり移動規制植物等を船（機）内消費用として積み込みたいので承認願います。
なお、これは船（機）内のみで消費し、陸揚げはいたしません。

所属会社住所
会社名
船（機）名
船（機）長名

年 月 日

植物防疫(事務)所(支所又は出張所) 植物防疫官 殿

積載船（機）名	仕向港		
使用予定月日	年	月	日
使用者名			
植物の種類	梱包	数量	産地

1 積み込みを必要とする理由

2 残渣の処理方法

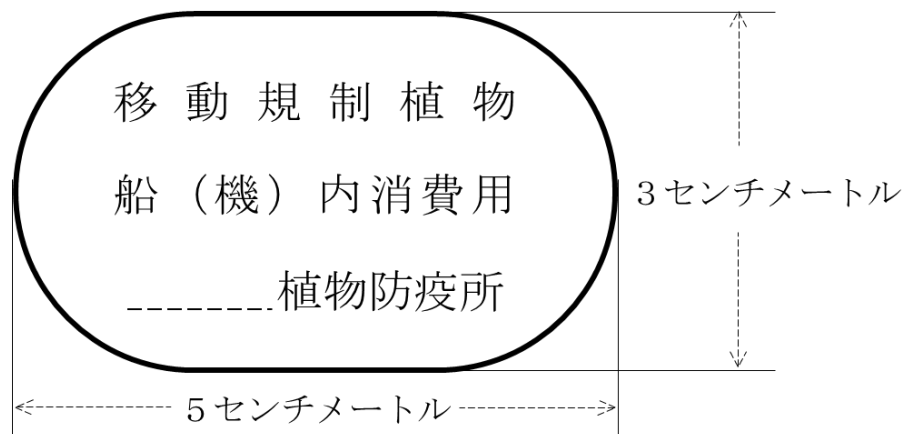
番号：

上記のとおり船（機）内において使用されたい。

年 月 日

植物防疫(事務)所(支所又は出張所)
植物防疫官

別記様式第8号



備考

-----には植物防疫所(支所又は出張所)の名称を記入すること。

附 則

この改正は、令和5年4月1日から施行する。